

[事案 30-300] 入院給付金支払請求

・令和元年9月18日 裁定終了

<事案の概要>

入院給付金を請求したところ、告知義務違反を理由に契約が解除され、給付金が支払われなかったことを不服として、給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

慢性胃炎およびヘルニアにより1か月以上入院したため、平成30年1月に契約した医療保険にもとづき入院給付金を請求したところ、告知義務違反を理由に契約は解除され、給付金も支払われなかったが、以下等の理由により、入院給付金を支払ってほしい。

- (1) 胃の痛み、椎間板ヘルニアによる腰の痛みがあり、通常生活に支障があり、医師の指示により入院した。
- (2) 入院中、外出外泊もせず安静にしていた。

<保険会社の主張>

診断書および主治医による回答等にもとづき判断した結果、本入院中に受けた治療内容は通院でも十分実施可能なものと考えられ、約款に定める「入院」にあてはまらないので、申立人の請求に応じることはできない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、入院時の状況等を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。また、医学的判断の参考とするため、独自に第三者の専門医の意見を求めた。

2. 裁定結果

上記手続の結果、本入院について自宅等での治療が困難であったとはいえ、入院給付金の支払理由として約款に定める「入院」（医師による治療が必要であり、かつ自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念すること）に該当するとは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。